

平成 29 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社きちり
(コード番号 : 3082 東証第一部)
本 店 所 在 地 大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号
代 表 者 名 代表取締役社長 平川 昌紀
問 合 せ 先 常務取締役
経営管理本部長 葛原 昭
電 話 番 号 06-6262-3456(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 9 月 28 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 47 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 48 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第 47 条（剰余金の配当）を削除するとともに、併せて変更案第 49 条に記載のとおり除斥期間に関する規定を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第 8 章 計算 (新設)	第 8 章 計算 <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	<u>第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
(新設)	<u>第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u>
	<u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(<u>剰余金の配当</u>)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）を行うことができる。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第48条</u> <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第49条</u> <u>配当財産が金銭である場合</u>、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年9月28日（予定）

定款変更の効力発生日 平成29年9月28日（予定）

以上